

令和3年生駒市農業委員会第11回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和3年11月12日(金)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 議長 10番 中本 真人

農業委員会委員

1番 辻 英雄 2番 山本 利昭

3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり

5番 池田 憲央 6番 北村 由子

7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美

9番 染岡 政明

農地利用最適化推進委員

平尾 正隆 松尾 克巳

北本 光美 中尾 正人

井山 茂 奥野 通孝

高枝 敏治

説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重

主幹 有山 清隆 主 査 増本 量俊

傍聴者 2名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 特定農地貸付けの廃止について
4. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 奈良のええもん、おいしいもん

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 2名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員、5番 池田 委員、6番 北村 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～3の申請地の位置について

南田原町交差点より東へ約300m、生駒市立光明中学校の北へ約150mのところに位置する南田原町地内の農地3筆

申請理由について

本農地の譲渡人が高齢でありご近所の方が管理をしていたが、今回譲受人となる方が隣接農地を所有し耕作しているため、譲渡人の農地を所有権移転することとなった。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また農地取得の下限面積要件については営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月9日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

要件について

以上のことから、これらの申請については農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

No.4の申請地の位置について

国道308号線の暗峠から東に約400mのところに位置する西畑町地内の農地1筆

申請理由について

譲受人は昨年10月、新規就農者として約2反を取得し、稲作を含み主に土物類・ニンニク・豆類・じゃが芋・果樹を作付けしている。昨年取得した農地が本申請地の西側に2筆、東側に6筆あり、今回の申請地だけ所有者が違い、取得できていなかった。

今般話し合いがあり合意に至った。

一方譲渡人は農地を多く所有しているが、所有の農地について耕作や維持管理のみしていたが農地の復元を行い申請に至った次第である。

要件について

譲受人は大阪市在住であるが、アルバイトと共に雨の日以外耕作している。耕作に必要な最低限の農機具等については購入し所有しており、また農地取得の下限面積要件については営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

本案件は、今月9日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請については農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

No.5～6の申請地の位置について

第二阪奈有料道路の阪奈トンネル出入口の西約50mのところの位置する小倉寺町地内の農地2筆

申請理由について

本申請については本農地の譲渡人が高齢であり、また共有者も遠方に住んでいる。譲受人が維持管理していたが、今回譲渡人の農地を所有権移転することとなった。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはすでに本人が所有しており、また農地取得の下限面積要件については、現在営農している農地と今回取得する農地の合計が20アール以上となるため、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月9日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請については農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号No.1～3について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1～3 譲受人は隣接地を保有しており、維持管理等問題ないと思われるので承認をお願いしたい。

○議長 続いてNo.4～6について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.4の西畑町の農地については説明にもあった通り、新規就農の方がすでに取得されている土地に挟まれていて、現地確認に行った時点で耕耘され、畑としての準備作業は整っていた。No.5,6の農地については従来から水田を耕作されている土地であり、今回譲受人も引き続き水田、稲作をしたいとのことで問題はないと考える。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項許可申請承認について」の説明を事務局へ依頼

○主幹〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。

No.1の申請地の位置について

国道163号線高山大橋交差点より南に約200mのところの位置する高山町地内の農地1筆申請理由について

貸渡人は、本農地の東に約300mのところに住んでおり、高齢であることから営農・維持管理が難しく農地の管理面積を少なくしようと、昨年5月本申請地の一部を青空駐車場として転用した残りの農地部分となっている。

一方、借受人は近隣の不動産会社で、大阪市城東区の運送会社から依頼を受け、北田原町の工場が主な発注先であることから10台程度のトラックを置く駐車場に本農地を借受け、青空駐車場として転用をすることになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、雨水は自然浸透と申請地東側の道路側溝への放流としている。また、北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月9日には、会長をはじめとする農業委員5名と担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題等はなかった。

以上のことから、これら案件については申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なおこの案件については、転用面積が300㎡以上であるので、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の方から説明があった通り問題ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言

奈良県知事へ進達を依頼する。なおこの転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農

業会議へ意見照会を行う。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

報告事項

No.1～12については、相続により所有権等を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1の申請地の位置について

光明中学校の西約150mのところの位置する小明町地内の農地である。一戸建て住宅の新築を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行っていた農地について、自身で耕作するというので、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているものである。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1についてはすでに利用状況調査でも山林判定のあった土地、No.2については10年以

上前から宅地として利用してきた土地である。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他についての説明を事務局に依頼

○局長 先月末に北地区の方で新規就農希望者から申請があり、11月9日に会長、副会長と農業委員、事務局で面談を実施。内容は果樹でブルーベリー。滋賀県の方でブルーベリーの学校を卒業したということだが、リモートだけで実技経験は全くない。ブルーベリーについてはアルカリを嫌うので水田で土壌改良の必要があるのではないかということで1年間作業委託ということで作付してもらって様子を見るということで指導し、本人からも取り下げ願いが提出されたので受理をしたという状況

○議長 意見・質問等について出席者へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 12月10日(金)午後2時 401・402会議室

現地調査 12月6日(月)

12月3日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後2時41分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第11回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 北村 由子
